

## 上越市公共施設予約システムの利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、上越市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設その他市長が必要と認める施設で、別表に定めるものをいう。
- (2) 予約システム インターネットを通じて施設の空き状況の確認、予約等のサービスを提供するシステムをいう。
- (3) 利用者登録 予約システムにより施設の予約を行う人又は団体（法人を含む。以下同じ。）であることを識別する情報を、利用者登録管理台帳（ユーザーID、パスワード等の情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録したものをいう。）に登録することをいう。
- (4) 登録者 予約システムを利用して施設の予約を行う人又は団体で利用者登録を受けたものをいう。
- (5) ユーザーID 利用者登録の際、登録者を識別するために付す番号をいう。
- (6) パスワード ユーザーIDと組み合わせて登録者を確認するために使用する6字以上12字以下のアラビア数字又は英字からなる符号をいう。
- (7) 抽選申込 抽選により予約をすることができる人又は団体を決定する場合における当該抽選への参加の申込みをいう。
- (8) 予約申込 抽選申込の受付期間が終了した後又は抽選を行わない施設において先着順により受け付ける、予約されていない時間帯への予約の申込みをいう。
- (9) 閲覧者 予約システムが提供するサービスのうち施設の予約以外のサービスを利用する人又は団体をいう。

### (利用者登録の申請)

第3条 予約システムにより施設の予約を行おうとする人又は団体は、あらかじめ利用者登録を受けなければならない。

2 利用者登録の申請は、予約システムにより行うものとする。

### (利用者登録)

第4条 市長は、前条第2項の申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請者の利用者登録を行うとともに、電子メールにより当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 利用者登録の有効期間は、前項の規定による通知をした日から2年を経過した日以後最初に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間内に施設の利用があった場合は、更に3年延長し、以後も同様とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き予約システムにより施設の予約を行おうとする人又は団体は、有効期間内に更新の登録を受けなければならない。

4 第1項の規定は、更新の登録の申請について準用する。

(登録事項の変更)

第5条 登録者は、登録された事項に変更が生じたときは、市長が別に定める方法により届け出なければならない。ただし、パスワードのみの変更をするときは、この限りでない。

(利用者登録の廃止)

第6条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、市長が別に定める方法により届け出なければならない。

(抽選申込及び予約申込の期間)

第7条 施設の抽選申込及び予約申込をすることができる期間は、施設ごとに当該施設の管理者が別に定める。

(予約の成立)

第8条 施設の予約は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに成立するものとする。

(1) 抽選申込 抽選が終了したとき。

(2) 予約申込 申込みが完了したとき。

2 市長は、前項の規定により予約が成立した人又は団体に対し、速やかに電子メールによりその旨を通知するものとする。

(利用承認申請の期限)

第9条 前条第1項の規定により予約が成立した人又は団体は、当該施設の管理者があらかじめ定めた期限までに利用承認の申請をしなければならない。この場合において、期限までに利用承認の申請をしない場合は、当該予約は無効とする。

(禁止事項)

第10条 閲覧者及び登録者は、予約システムを施設の空き状況の確認、予約等以外の目的に利用してはならない。

- 2 閲覧者及び登録者は、予約システムに不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）をしてはならない。
- 3 閲覧者及び登録者は、予約システムの管理及び運営を故意に妨害してはならない。
- 4 登録者は、ユーザーID及びパスワードを第三者に使用させてはならない。
- 5 予約システムにより施設の予約を行おうとする人又は団体は、重ねて利用者登録を申請してはならない。

（利用者登録の抹消）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされたとき。
- (2) 登録者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他利用者登録を抹消すべき事由があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用者登録を抹消したときは、電子メールによりその旨を通知するものとする。

（利用枠数の制限）

第12条 市長は、登録者が利用の意思なく施設の抽選申込若しくは予約申込をし、又はみだりに予約の取消しをしたと認めるときは、抽選申込及び予約申込の枠数を制限することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から実施する。

別表（第2条関係）

上越市春日謙信交流館
リージョンプラザ上越
上越市市民プラザ
上越文化会館
ミュゼ雪小町
上越市レインボーセンター
上越市 <sup>がん</sup> 雁木通りプラザ
ワークパル上越
上越市藤野野球場
上越市カルチャーセンター
高田公園野球場
高田公園陸上競技場
高田公園庭球場
スポーツ公園多目的運動広場
スポーツ公園庭球場
スポーツ公園野球場
上越市八千浦交流施設はまぐみ
上越市教育プラザ
高田西小学校屋外運動場
直江津東中学校屋外運動場
春日中学校屋外運動場
上越市びょうぶ谷野球場
上越市今泉スポーツ広場野球場
上越市今泉スポーツ広場多目的広場
上越市少年野球場

上越総合運動公園テニスコート
上越市保倉体育館
上越市総合体育館
上越勤労身体障害者体育館
上越市高田スポーツセンター
直江津学びの交流館
上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ
安塚コミュニティプラザ
浦川原コミュニティプラザ
大島コミュニティプラザ
牧コミュニティプラザ
柿崎コミュニティプラザ
柿崎総合運動公園野球場
柿崎総合運動公園グラウンド
柿崎総合運動公園人工芝グラウンド
上越市柿崎総合体育館
大潟コミュニティプラザ
頸城コミュニティプラザ
ユートピアくびき
吉川コミュニティプラザ
中郷コミュニティプラザ
はーとびあ中郷
板倉コミュニティプラザ
清里コミュニティプラザ
三和コミュニティプラザ
東埠頭 <sup>ふ</sup> 緑地多目的広場